

岩手県監査委員告示第20号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月11日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 環境生活部自然保護課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年11月15日

イ 本監査実施日 平成24年1月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、変更設計額の積算を誤っていたものが1件、455,937円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	課内でワークショップを開催し、設計・積算業務内容を再確認するとともに、設計内訳書は、積算者、精算者及び担当課長の三者が点検し、設計書にチェックマークを付すことにより適正な事務の執行を行うこととした。

2(1) 監査対象機関名 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年12月6日及び同月7日

イ 本監査実施日 平成24年1月24日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務に係る契約保証金の還付に当たり、事業完了後相当期間経過しているにもかかわらず還付していないものが1件、79,879円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務に係る契約保証金が未還付であったことについては、状況を確認し、平成23年12月16日に還付した。 再発防止のため、今後は、契約保証金等経理簿を作成し、事業精算金支出時に保証金預かりの有無を確認のうえ支出手続をすることとした。
物品の管理に当たり、重要物品管理表を整理していないものが11件、17,083,954円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、重要物品管理表に記載されている物品のうち所在を確認できなかったものについて、平成24年1月20日に財務会計システムの物品の処分登録を行った。 今般の事例については、物品の売却処分又は廃棄処分を行った際に重要物品管理表の整理を失念したことが原因と思われることから、再発防止のため、今後は、物品異動事例発生の都度、財務会計システムから出力された備品管理一覧表を確認するとともに、定期的に備品管理一覧表と重要物品管理表を突合し、整合を図ることとした。